

# 第11期東京都生涯学習審議会 第1回全体会 審議資料

令和元年9月26日

# 第1回全体会 次第

1 開会

2 東京都教育庁からの挨拶

3 委員紹介

4 説明事項: 東京都生涯学習審議会の概要について

5 会長及び副会長の選出

6 議事

7 今後の予定

## 2 東京都教育庁からの挨拶

東京都教育庁地域教育支援部長

太田 誠 一

### 3 委員紹介

青山 鉄兵 委員

野口 晃菜 委員

酒井 朗 委員

林 幸克 委員

笹井 宏益 委員

広石 拓司 委員(欠席)

土屋 佳子 委員

松山 亜紀 委員

永島 宏子 委員

山崎 順子 委員(欠席)

## 4 説明事項

# 東京都生涯学習審議会の 概要について

# 東京都生涯学習審議会の役割

## 【法的根拠】

### ○生涯学習の振興に係る施策の推進体制の整備に関する法律 第10条第1項

- ・都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる

### ○東京都生涯学習審議会条例(平成4年3月31日)

#### (設置)第一条

- ・東京における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討

#### (所掌事項)第二条

- 1 都教育委員会又は知事の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議
- 2 審議会は、前項第1号に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議

# 行政が振興する「生涯学習」とは？

## 【教育基本法】

### 第1章 教育の目的及び理念

#### (生涯学習の理念)第3条

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」

### 第2章 教育の実施に関する基本

#### (社会教育)第12条

「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」

#### (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)第13条

「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」

# 社会教育行政・社会教育主事の役割

## 教育基本法

### 第1章 教育の目的及び理念

#### 第3条(生涯学習の理念)

### 第2章 教育の実施に関する基本

第5条(義務教育)  
第6条(学校教育)

第12条(社会教育)  
第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

「学校教育法」

「社会教育法」

【平成20年6月改正】

第3条(国及び地方公共団体の任務)

第2号 国民の学習に対する多様な需要を踏まえた学習の機会の提供

第3号 学校教育との連携の確保に努め、…学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める

第9条の3(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第2号 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合、その求めに応じた、必要な助言を行うことができる

# 国における「生涯学習」の捉え方の変遷

- 昭和63・7 **文部省「社会教育局」を「生涯学習局」に改組**
- 平成2・6 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律制定（通称：生涯学習振興法）
- 平成18・12 **教育基本法改正**  
生涯学習の理念（第3条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）等を新設
- 平成20・6 **社会教育法改正**  
教育基本法改正を踏まえ、社会教育行政の任務として、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進等について規定追加
- 平成27・12 **中央教育審議会答申**  
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と推進方策について」
- 平成29・3 **社会教育法改正**  
「地域学校協働活動」を教育委員会の事務に
- 平成30・10 **文科省「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改組**
- 平成30・12 **中央教育審議会答申**  
「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

生涯学習の理念に基づく  
総合的な施策の展開

学校・地域の連携から  
「地域学校協働」へ

学校教育と社会教育を通じた総合的かつ  
客観的根拠に基づく教育政策の推進

## 5 会長・副会長の選出

東京都生涯学習審議会条例では、

第6条第1項「審議会に会長及び副会長を置く。」

第6条第2項「会長、副会長は、委員が互選する。」  
となっております。

## 6 議事

# 第11期審議会における審議事項について (事務局案)

# 事務局からの提案

今期の審議会は、「諮問」というスタイルは取りませんが、事務局から審議事項の提案をさせていただきたいと思います。

テーマ(案)

「東京都が取り組むべき青少年教育の振興方策の在り方について」

## テーマ設定の背景・理由

- ・青少年教育とは、青少年に対する総合的な人間形成を目的として、学校以外の場所で行われる教育をさす。
- ・歴史的には、勤労青少年を対象とした社会教育をさす概念として発達したが、青少年期の発達段階の重要性、青少年を取り巻く環境の変化を考え、一般的な青少年教育の必要性が意識されることとなった。
- ・社会教育における青少年教育は、主に青少年教育団体の振興及び青少年教育施設の整備という形で実施されてきた経緯がある。

## テーマ設定の背景・理由

・しかしながら、社会経済状況や地域社会構造の変化に伴い、地縁をベースにした青少年教育団体の活動が停滞するとともに、高校進学率の上昇に伴う勤労青年の減少に伴い、青少年教育及び青少年教育施設の振興施策にも翳りが見えてきた。

・そのような中で、東京都教育委員会は、1959(昭和34)年から設置を開始した青年の家(計7所)を再編整備し、「青少年の自立と社会性の発達を支援する」ことを目的に新たな青少年教育施設として、2004(平成16)年には区部ユースプラザを、2005(平成17)年には多摩地域ユースプラザを整備してきたところである。

## テーマ設定の背景・理由

- PFI(Private Finance Initiative)の手法を用いて設置されたユース・プラザは、事業開始から約20年が経過しようとしており、2018(平成30)年9月の都政改革本部の「見える化改革報告書『社会教育・生涯学習』では、「PFI事業の契約終了期間を見据えて、社会環境の変化を踏まえた今後の施設の在り方や運営手法についての検討が必要」との指摘を受けているところである。
- また、青少年を取り巻く生活環境も大きく変化し、各種体験活動の不足やコミュニケーションの在り方等の問題が指摘され、それへの対応が行政に求められている。

## テーマ設定の背景・理由

- ・ このような状況を踏まえ、今後の東京都における青少年教育の振興方策を明らかにするとともに、今後、青少年教育施設に求められる機能や役割を整理する必要がある。

### 【審議を予定している事項】

- 1) 東京都における青少年教育振興の基本的考え方
- 2) 東京都における青少年教育施策体系
- 3) 青少年教育施設等で実施する事業の在り方
- 4) 青少年教育を担うスタッフの在り方 等

# 本審議会における青少年の捉え方について

法令上の定義はないが、一般的には、将来を担う若い世代で、人間形成の途上にある人たちをさす。

東京都が平成27年8月に策定した「子供・若者計画」においては、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期までを「青少年」としている。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
東京都子供・若者計画 0歳～30歳未満				
0歳	6歳	12歳	18歳	30歳
青少年				40歳

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

# 青少年教育施設とは

青少年教育施設とは、青少年のための各種の研修や団体の活動拠点として設けられた教育施設の総称である。法律では特に定義されていない。

その施設は大きく二つに分けることができる。**日常生活圏**に設置されているものと、**広域生活圏**に設置されているものがある。

- ・青年に対する集団宿泊研修の場としての青年の家
- ・都市の青年の交流の場としての都市型青年の家
- ・少年に対する科学知識の普及や生活指導の場としての児童文化センター
- ・少年の自然体験を推進する少年自然の家 等がある

# 7 第11期生涯学習審議会 今後の予定

第1回 (令和元年 9月26日〔木〕17時から19時)

第2回 (令和元年10月24日〔木〕18時から20時)

第3回 (令和元年11月25日〔月〕18時から20時)

第4回 令和元年12月中旬か令和2年1月

第5回 令和2年4月

第6回 令和2年5月

(中間のまとめ起草委員会の設置)

第1回中間のまとめ 起草委員会 令和2年6月

第2回中間のまとめ 起草委員会 令和2年7月

第7回 令和2年8月 中間のまとめ(案)の審議

第8回 令和2年9月 中間のまとめ

第9回 令和2年10月

第10回 令和2年11月

第11回 令和2年12月

第12回 令和3年1月

第13回 令和3年4月

第14回 令和3年5月

(起草委員会の設置)

第1回 起草委員会 令和3年6月

第2回 起草委員会 令和3年7月

第15回 令和3年8月 建議(案)の審議

第16回 令和3年9月 建議

○青少年教育振興の  
基本的考え方の整理等

○青少年教育施設に  
における事業展開  
の在り方等